

船舶のエネルギー効率に関する資料に関する事項

改正要領

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領

改正事項

船舶のエネルギー効率に関する資料に関する事項

改正理由

MARPOL 附属書 VI に規定されるエネルギー効率設計指標（EEDI）に関する要件は、温室効果ガス（GHG）の排出削減を目的として、船舶の積載能力等に応じた所定のエネルギー効率を満足することを要求している。

上記の要件に関連する海洋汚染等防止法検査心得が 2015 年 9 月に改正され、エネルギー効率設計指標（EEDI）の計算書に含める船舶の積載能力に関する情報として、船種に応じて総トン数及び載貨重量、あるいは載貨重量又は総トン数を記載するよう具体的に規定された。また、IMO においても、同様の改正が MEPC.254(67) として採択された。

今般、改正された海洋汚染等防止法検査心得及び MEPC.254(67)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 船舶の積載能力を示す情報を二酸化炭素放出抑制指標計算書に含める旨規定した。
- (2) 上記(1)の計算書の追加資料に含めるべき情報を明確に規定した。